

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大崎町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県曾於郡大崎町

3 地域再生計画の区域

鹿児島県曾於郡大崎町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は 1955 年の 23,922 人をピークに減少しており、令和 2 年国政調査によると 12,385 人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040 年には総人口が 7,836 人となる見込みである。

年齢 3 区別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は 1955 年の 9,388 人をピークに減少し、2020 年には 1,413 人となる一方、老人人口（65 歳以上）は 1955 年の 1,434 人から 2020 年には 4,877 人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）も 1955 年の 13,100 人をピークに減少傾向にあり、2020 年には 6,088 人となっている。

自然動態をみると、出生数は 2000 年以降ほぼ横ばいで推移している一方、1995 年には 176 人だった死者数は、2015 年には 230 人と増加傾向にあり、出生者数から死者数を差し引いた自然増減は 146 人の下降となっている。また、合計特殊出生率は 2000 年の 1.7 から 2020 年には 1.88 と上昇し、全国平均 1.34 及び県平均 1.68 と比較すると上昇となっている。

社会動態をみると、1995 年、1998 年、2003 年には転入者が転出者を上回る社会増であったが、本町の基幹産業である農林水産業の衰退に伴い、雇用の機会が減少したことで、町外への転出者が増加し、2015 年には 15 人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う

地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

これらに取組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 地域の経済循環を高めるしごとを作り、人材を育成する
- ・基本目標 2 新しいひとの流れをつくり、受け入れ体制を整える
- ・基本目標 3 若い世代を中心として、多様性のあるまちをつくる
- ・基本目標 4 誰もが住み続けられる地域循環型のまちをつくる

【数値目標】

5－2の①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標
ア	雇用者数	37人	100人	基本目標 1
	地域内事業所における付加価値額	9 億円	20億円	
イ	交流人口	50.2万人	81.7万人	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	5年毎のため未算出	1.81以上	基本目標 3
	出生者数	178人	500人	基本目標 3
エ	都市計画区域内人口比率	67%	67%以上	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

大崎町まち・ひと・しごと推進事業

- ア 地域の経済循環を高めるしごとを作り、人材を育成する事業
- イ 新しいひとの流れをつくり、受け入れ体制を整える事業
- ウ 若い世代を中心として、多様性のあるまちをつくる事業
- エ 誰もが住み続けられる地域循環型のまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 地域の経済循環を高めるしごとを作り、人材を育成する事業

大崎リサイクルシステムやスポーツ観光といったまちの強みを活かし、地域内の起業・創業を促進し、地域経済を支える新たなビジネスモデルの構築や、地域課題の解決手法の視察やスポーツを通した交流事業等地域経済への還元やインバウンド効果も含めた新規研修ビジネスの立案を目指す。

【具体的な事業】

- ・地域に人の流れを呼び込む人材育成・研修事業
- ・UIJ ターン希望者を対象とした求人情報の発信
- ・企業誘致の推進
- ・「陸上競技の聖地」プロジェクトの推進 等

イ 新しいひとの流れをつくり、受け入れ体制を整える事業

関係人口拡大のため、本町の情報発信を行うための体制づくりを推進するとともに、暮らし体験住宅の整備や視察・研修等の受け入れ態勢の整備や企業版ふるさと納税等の民間資金の地方還流を促進するため、中間支援組織を設立し、SDGs の推進やスポーツ等のキーワードを中心に企業とマッチングを行い、事業や投資につなげていく。

【具体的な事業】

- ・体験型観光の推進
- ・空き家等の活用による移住・定住の促進
- ・移住定住や地域情報発信の強化 等

ウ 若い世代を中心として、多様性のあるまちをつくる事業

女性の社会参画のために活躍しやすい機運の醸成や、幅広い世代の保健医療と教育への経済的支援、多文化共生や子どもたちへのキャリア教育や

高齢者の生活不安を解決する。

【具体的な事業】

- ・結婚支援イベントの開催
- ・子育て世帯の経済的負担の緩和
- ・不妊治療に対する助成
- ・多文化理解の推進 等

エ 誰もが住み続けられる地域循環型のまちをつくる事業

時代の変化に対応したコミュニティのあり方の検討や、地域リーダーの育成、複雑化する災害対応に対する地域防災体制の確立、効率的なまちづくりのための拠点の集積化や民間投資の促進を図る。

【具体的な事業】

- ・地域活動の支援
- ・コミュニティのあり方の検討
- ・地域防災体制の強化
- ・SDGs 型地域経営モデルの推進
- ・官民連携による民間投資の促進 等

※ なお、詳細は第2期 大崎町総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

400,000 千円（令和6年度）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度5月頃、外部有識者による効果検証を行い、進捗状況を踏まえて必要な見直し等を行なうとともに、翌年度以降の取組方針を決定し、その結果を速やかに本町公式Webサイトで公表する。

⑥ 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで